

福岡県医師会第1565号(地)
平成21年11月27日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

レセプトオンライン請求に関する省令改正 及び告示の制定について

標題の件について、厚生労働省は本年10月に省令改正案についてのパブリックコメントを実施しておりましたが、多くの反対意見などの結果を踏まえ、このたび11月25日に改正省令・告示を制定しました。その主旨・概要は別添資料のとおりであります。

この改正の大きな点は、請求方法について電子レセプト（電子媒体又はオンラインでの請求）による請求を原則としたことであります。これによりオンライン請求の義務化は実質的には撤回された形となりました。

また、手書き請求の医療機関においては、レセプト件数に関係なく免除されることになっております。

このことに関して、このたび支払基金において今後の具体的な対応方法のチラシが別添のとおり作成され、各医療機関に配布されることになっておりますので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の省令改正において、電子レセプト請求の医療機関、手書き請求等の免除該当の医療機関、並びに猶予該当の医療機関においても、あらかじめ支払基金への届出が必要となりますのでご注意ください。届書は別添資料にありますように12月1日以降から支払基金ホームページよりダウンロードできますので、別添資料の「電子レセプト請求に向けたスケジュール」をご参照の上ご対応願います。

【別 添】

1. レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示の制定について（厚生労働省）
2. 請求省令が改正されました！ 保険医療機関・保険薬局の皆様へ（支払基金）

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示の制定について

1 趣旨

(1) 請求省令の改正

平成 23 年度から、診療報酬の請求方法を原則として電子化するという方針の下で、手書き・高齢などの理由により電子化対応が困難である医療機関、薬局に対し配慮する観点から、診療報酬請求の方法及びその例外措置等を定めるべく請求省令^(※1)を改正するもの。

(2) 告示の制定

本年 5 月の省令改正^(※2)により、診療報酬請求に係るオンライン義務化期限を猶予されている医療機関等について、電子化対応の具体的な義務化期限を、厚生労働大臣告示^(※3)により定めるもの。

※1：療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）

※2：療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 110 号）

※3：療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第 4 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める件

2 告示及び改正省令の概要

(1)「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の概要

- ① 診療報酬の請求方法について、電子レセプトによる請求を原則とし、オンライン請求のほか電子媒体による請求も可能とする。

【第 1 条の改正】

<理由>

オンライン請求のほか電子媒体請求による請求であっても、医療保険事務の効率化、医療の質の向上等の政策目標が達成されるため。

- ② 手書きで診療報酬請求を行う医療機関・薬局について、オンライン又は電子媒体による請求への移行を免除する。

※ これらの医療機関・薬局については、電子媒体又はオンラインによる請求に移行するよう努めるものとする。

【第5条の新設】

<理由>

手書きの保険医療機関等の多くは、継続的に費用対効果が見合わないものであると考えられるため。

- ③ 常勤の医師・歯科医師・薬剤師がすべて高齢者（65歳以上^(※)）の診療所・薬局（電子レセプトによる請求が可能な診療所・薬局を除く。）について、オンライン又は電子媒体による請求への移行を免除する。

※ 年齢の判断の時点は以下の表のとおり。

対象となる保険医療機関等	判断の日
レセプトコンピュータを使用している薬局	平成21年4月1日
レセプトコンピュータを使用している内科診療所	平成22年7月1日
レセプトコンピュータを使用している歯科診療所	平成23年4月1日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

【第6条の新設】

<理由>

現在、電子レセプトによる請求を行っていない高齢の医師・歯科医師・薬剤師は、レセプトコンピュータ（レセコン）操作に不慣れであると考えられるため。

- ④ 電子レセプトに対応していないレセコンのリース期間又は減価償却期間（リース期間等）が終わるまでの間の医療機関について、オンライン又は電子媒体による請求への移行を猶予する。（最大で平成26年度末まで）

※ 改正省令の公布前にレセコンをリース又は購入した医療機関に限る。ただし、改正省令公布後にリース契約を延長した場合は、延長後の契約終了日（最大で平成26年度末）まで猶予する。また、購入したレセコンの減価償却期間が終

了した後でも、当該レセコンについて保守管理契約が締結されている場合には、当該契約の終了日（最大で平成 26 年度末）まで猶予する。

※ 本来ならば平成 21 年 4 月に移行期限が到来していたが、本年 5 月の請求省令の改正により移行期限が猶予された、①電子レセプト対応のレセコン（レセプト文字データ変換ソフト（いわゆる「レセスタ」）を利用して電子レセプトを作成できる場合を含む。）を使用している病床数 400 床未満の病院、②レセコンを使用している薬局、については対象外。（ただし、移行期限が猶予された②の薬局のうち年間請求件数が 1200 件以下のものは、リース期間等の終了時まで（最大で平成 22 年度末まで）猶予する。）

※ リース期間等の終了後は、電子媒体又はオンラインによる請求のいずれかの請求方法を選択できる。

【附則第 4 条の改正】

<理由>

医療機関等が、レセコンの入替えに併せて円滑に対応できるようにするため。

⑤ オンライン又は電子媒体による請求を行うことが困難な個別の事情がある医療機関等について、例外的に書面による請求が認められるが、その事情を以下(ア)～(オ)のとおりとする。

(ア) 電気通信回線設備の機能に障害が生じたもの

(イ) レセプトコンピュータ販売業者、リース業者と契約済みであるが、納入・工事等の対応が遅れたもの

(ウ) 改築工事中、又は仮の施設で営業中であるもの

(エ) 概ね 1 年以内に廃止又は休止の計画を定めているもの

(オ) その他特に困難な事情があると認められるもの

※ 以上の(ア)から(オ)に該当する医療機関等は、請求の日の前までに、(ア)から(オ)に該当する旨の資料を添えて審査支払機関に届け出るものとする。ただし、(ア)、(イ)又は(オ)については、やむを得ない事情がある場合は、請求日当日に届出を行うことができる。この場合において、添付資料は事後において速やかに提出するものとする。

【附則第 4 条の改正】

<理由>

原則として事前に届出を行うことにより、オンライン又は電子媒体による請求が困難な事情がある医療機関等については、書面により請求を行っても診療報酬が支払われるようにするため。

- ⑥ 平成22年4月診療分からオンライン化に移行することとされている医科診療所等について、同年7月診療分(8月10日請求分)からオンライン又は電子媒体による請求に移行するものとする。

【附則第4条の改正】

<理由>

これらの対象機関が期限を迎える前に、本省令において決定する①から④の例外措置等を十分に周知する必要があるため。

(2)「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第4項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める件」の概要

請求省令附則第4条第4項に規定する厚生労働大臣が定める日を平成21年11月30日^(※)とする。

※ オンライン又は電子媒体による請求の移行期限を猶予されていた保険医療機関等(①電子レセプト対応のレセコン(レセスタを利用して電子レセプトを作成できる場合を含む。)を使用している病床数400床未満の病院、②レセコンを使用している薬局)は、本年12月診療分からオンライン又は電子媒体により診療報酬・調剤報酬請求することとなり、したがって移行期限終了後のオンライン又は電子媒体による初回の請求期限は1月10日となる。

3 施行期日

本年11月26日

レセプトオンライン請求に関する省令改正等について

先月、パブリックコメントを実施したレセプトオンライン請求に関する省令改正等について、いただいたご意見も踏まえて検討を行った結果、下記のとおり原案の見直しを行い、11月25日、改正省令・告示が制定されました。

パブリックコメントの実施状況及び原案からの主な修正点は以下のとおりです。

1. パブリックコメントの状況

- 意見募集期間 10月10日(土)～23日(金)
 - 意見総数 2,220件 (うち医療機関によるものが1,497件)
 - 主な意見 (複数回答)
 - (1)レセプトオンライン化全般に関する意見 (2,769件)
 - ・医療機関の自主性に委ねるべき、義務化撤回など 1,006件
 - ・セキュリティ面に不安がある 968件
 - ・本業である診察に支障を来す 140件
 - ・経済的負担が大きい、費用対効果が低い 139件
 - (2)省令案の内容に関する具体的な意見 (217件)
 - ・手書き請求は件数に関係なく免除すべきなど 86件
- ※手書き＝レセプトコンピュータを使用せずに書面による行う請求のこと。

2. 原案からの主な修正点

(1)原則となる請求方法について、オンライン請求のほか、電子媒体による請求も可能とする。

<理由>

パブリックコメントにおいて、請求方法がオンライン請求に限定されることについて多くのご意見をいただいたこと。また、電子媒体による請求であっても、医療保険事務の効率化、医療サービスの質の向上等の政策目標は達成可能であるため。

(2)手書きでレセプトを作成している医療機関については、レセプト件数に関わらず、引き続き紙レセプトでの請求を可能とする。(電子レセプトへの対応は努力義務)

<理由>

パブリックコメントにおいて、手書きの医療機関はすべて引き続き紙レセプトを認めるべき、件数基準を引き上げるべき等のご意見をいただいたこと。また、レセプトコンピュータを使用していない医療機関の多くは、今後も継続的に費用対効果が見合わないと考えられるため。

請求省令が改正されました！！

今回の改正により、費用の請求は、**電子レセプト請求**（オンライン請求又は電子媒体による請求）によるものとなりました。経過措置（裏面最下部）の期間後は、電子レセプト請求を行う必要があります。

ただし、次のⅠ又はⅡに該当する場合は、電子レセプト請求が**免除又は猶予**となります。

免除・猶予を受けるためには、届出の必要があります。受付は既に開始していますので、該当する場合は速やかな届出をお願い致します。

【免除・猶予届】支払基金ホームページ（<http://www.ssk.or.jp>）からダウンロードできます。支払基金の各支部にも備え付けています。

【電子レセプト化のための国庫補助】

電子レセプト請求を行うためにレセコンを購入した場合やソフトウェアを導入した場合には、補助金が交付されます。（平成21年5月29日～平成22年3月31日までに購入または契約した場合で、補助予定額約196億円が終了次第、補助金は打ち切りとなります。）詳しくは、支払基金ホームページをご覧ください。

【Ⅰ 免除該当】

① レセコン未使用（手書き）

レセコン未使用（手書き）の保険医療機関等は、審査支払機関（支払基金及び国保連）に免除届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が免除となり、書面による請求を行うことができます。ただし、電子レセプト請求を行うことができるように努めることとされています。

対象保険医療機関等	免除届提出期限
医科病院・診療所	平成22年3月31日
歯科病院・診療所	平成22年12月31日
薬局	

注 現在レセコンを使用している医療機関等も届出を行い、手書きレセプトに移行することもできます。

② 常勤の保険医・保険薬剤師が全員65歳以上

〔病院及び既電子レセプト請求診療所・薬局を除く〕

レセコン（既電子レセプト請求を除く）使用又はレセコン未使用（手書き）の保険医療機関等（病院を除く）で、常勤の保険医・保険薬剤師が基準日において全員65歳以上の場合は、審査支払機関に免除届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が免除となり、書面による請求を行うことができます。（下表の対象生年月日は請求省令に規定された「基準日」において65歳以上となる者です。）

対象保険医療機関等	対象生年月日（基準日）	免除届提出期限
レセコン使用の医科診療所	昭和20年7月2日以前に生まれた者 （平成22年7月1日）	平成22年3月31日
レセコン使用の歯科診療所	昭和21年4月2日以前に生まれた者 （平成23年4月1日）	平成22年12月31日
レセコン使用の薬局	昭和19年4月2日以前に生まれた者 （平成21年4月1日）	平成21年12月10日
レセコン未使用（手書き）診療所又は薬局	昭和21年4月2日以前に生まれた者 （平成23年4月1日）	平成22年12月31日

※ 65歳未満の者が常勤となった場合は、その者に係る登録情報を速やかに審査支払機関に届け出る必要があります。その場合、届出月及びその翌月に限り書面による請求を行うことができます。

【Ⅱ 猶予該当】

① レセコンの購入から5年(保守管理契約(延長含む)中) ～最大平成27年3月31日まで猶予～

平成21年11月25日以前に購入したレセコンについて、減価償却期間である5年間を経過するまでの間(減価償却期間後であっても当該レセコンの保守管理契約中(平成21年11月26日以降の延長を含む)の間)は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。

対象保険医療機関等	猶予期間	猶予届提出期限
医科病院・診療所(※1)	購入した日から5年を経過した日(又は保守管理契約の終了の日)が属する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年3月31日
歯科病院・診療所		平成22年12月31日
薬局(※2)	購入した日から5年を経過した日(又は保守管理契約の終了の日)が属する月の末日又は平成23年3月31日のいずれか早い日	平成21年12月10日

※1 400床未満のレセスタに対応しているレセコンを使用している病院については、対象外となります。

※2 薬局については、平成20年4月1日～平成21年3月31日までの請求件数が1,200件以下(支払基金分+国保連分)に限ります。

◎ 猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となります。

② レセコンのリース契約(延長含む)中 ～最大平成27年3月31日まで猶予～

平成21年11月25日以前にレセコンをリース契約(平成21年11月26日以降の延長を含む)している場合は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。再リースによりリース契約を延長した場合は、届出が必要となります。

対象保険医療機関等	猶予期間	猶予届提出期限
医科病院・診療所(※1)	当該レセコンのリース契約終了日(延長契約の終了日)又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年3月31日
歯科病院・診療所		平成22年12月31日
薬局(※2)	当該レセコンのリース契約終了日(延長契約の終了日)又は平成23年3月31日のいずれか早い日	平成21年12月10日

※1 400床未満のレセスタに対応しているレセコンを使用している病院については、対象外となります。

※2 薬局については、平成20年4月1日～平成21年3月31日までの請求件数が1,200件以下(支払基金分+国保連分)に限ります。

◎ 猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となります。

③ 電子レセプトによる請求が特に困難な場合

下表の区分に該当する場合は、その旨をあらかじめ(原則、請求日の1ヶ月前に)審査支払機関に猶予届を提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。(1・2・5については、やむを得ない場合、書面による請求時の届出も可)

1 電気通信回線設備に障害が発生した場合
2 レセコンの販売又はリース業者との間で電子媒体による請求に係る契約を締結しているが、導入等に係る作業が完了していない場合
3 改築工事中又は臨時の施設で診療(調剤)を行っている場合
4 廃止又は休止に関する計画を定めている場合
5 その他電子レセプト請求を行うことに、特に困難な事情がある場合

【経過措置】

下表の経過措置期限以降は、前述のⅠ又はⅡの免除又は猶予に該当しない限り、電子レセプト請求を行う必要があります。

対象保険医療機関等	経過措置期限(電子レセプト請求開始月)
400床未満のレセスタに対応したレセコンを使用している病院・レセコン使用の薬局	平成21年11月30日(平成21年12月診療分から)
レセコン使用の医科病院・診療所	平成22年6月30日(平成22年7月診療分から)
レセコン使用の歯科病院・診療所	平成23年3月31日(平成23年4月診療分から)

電子レセプト請求に向けたスケジュール

- ➡ :紙又は電子レセプト請求(オンラインについては、平成18・19年度は個別指定)
- ➡➡ : ()内の日付以降、電子レセプト請求に限定
- ➡➡➡ :電子レセプト請求以外による請求猶予期間
- ➡➡➡➡ :電子レセプト請求以外による請求免除

【医 科】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
病院①	400床以上＋レセ電有 改正 400床以上＋レセスタ				(20.4.1)						
病院②	400床未満＋レセ電有 改正 400床未満＋レセスタ				(21.4.1)						
	平成21年5月10日において、オンライン請求することができないもの【猶予期限】				(21.12.1 電子化)						
病院③	レセコン有 ＋レセ電無 ＋非レセスタ				(22.4.1) 改正						
	【経過措置期限の延長】				(22.7.1)						
	＋レセコン購入等 (21.11.25以前の購入又は保守管理契約) (※保守管理契約の21.11.26以降延長含む) 《届出期限》平成22年3月31日				猶予					(27.4.1)	
	＋レセコンリース (21.11.25以前の契約) (※21.11.26以降の延長含む) 《届出期限》平成22年3月31日				猶予					(27.4.1)	
病院④	レセコン無 《届出期限》平成22年3月31日				免 除						
病院⑤	レセコン無 ＋少数該当 ＋既設				削 除						
					(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)						

【医 科】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
診療所①	レセコン有										
	【経過措置期限の延長】										
	＋高齢該当 (年齢基準日：平成22年7月1日) (誕生日：昭和20年7月2日以前) (届出期限)平成22年3月31日										
	＋レセコン購入等 (21.11.25以前の購入又は保守管理契約) (※保守管理契約の21.11.26以降延長含む) (届出期限)平成22年3月31日										
	＋レセコンリース (21.11.25以前の契約) (※21.11.26以降の延長含む) (届出期限)平成22年3月31日										
診療所②	レセコン無	(届出期限)平成22年3月31日									
診療所③	レセコン無 ＋少数該当 ＋既給	(23.4.1から2年の範囲内で別に定める)									